

戦没者・戦争犠牲者の慰霊と追悼の非核・平和祈念

(仮称)「平和の礎 (いしずえ)」建立趣意書 (案)

先の大戦末期、唯一住民を巻き込んだ地上戦で県民9万4千人以上が犠牲となった沖縄戦の組織的戦闘が6月23日に終わり、8月6日広島、8月9日長崎に原子爆弾が投下され、日本は、8月15日ポツダム宣言を受諾、無条件降伏で戦争が終わりました。

特に、敗戦濃厚な戦局での深刻な物資不足は、戦闘による戦死者を上回る戦病死者、生きる屍と云われた凄惨な餓死者(飢え死に)、海上では無防備な輸送船団の狭隘な船底に押し込めた兵員が、過酷な大量の海没死者(溺れ死に)となる戦争の実相を兵士に強いました。

このように、日本の軍人・軍属など230万人が餓死を含む戦死、国外で民間人30万人、国内の空襲等で50万人以上、合計310万人以上の戦争犠牲者、戦場となったアジア・太平洋各国では2,000万人以上の死者を含む惨害をもたらしました。

以来、癒えることない戦争の惨禍と共に、再びこの悲劇を繰り返すことのないよう慰霊と恒久の平和を祈念する戦争遺家族、遺族会の皆さんによる旧村・学区単位で忠魂碑の護持顕彰、戦没者追悼が続けられてきました。

しかし、戦後77年を経る今日、戦没者父母、配偶者はもとより戦没者遺児は80歳を超える高齢期を迎え、戦没御遺族による慰霊・追悼・平和祈念の労を尽くされることが困難となり、更に各地忠魂碑の中には、経年劣化で保安上の懸念も指摘されています。米原市においても、市内に現在12基の忠魂碑がありますが、一部に倒壊の危険性が確認でき、安全性の確保が喫緊の課題となっています。

日本国憲法前文には、「再び戦争の惨禍が起きることがないようにすることを決意し」「日

本国民は、恒久の平和を念願し「平和のうちに生存する権利を有する」とあります。

米原市では、「市民とともにつくる非核・平和米原市民会議」が立ち上がり、これからも、忠魂碑の歴史や思いを、次の世代に語り継ぐために、忠魂碑にかわる、新たな戦没者追悼の顕彰のかたちを考えることとなりました。

そして、地域の「もう支えられない、活動が続かない」事情にあって、無縁仏のように「尊い慰霊の場」が消えて行っていいのか、「担い手がない」とするのではなく、戦没者・戦争犠牲者の厳粛な事実を後世に引き継ぐ「恒久平和を祈念する場」を設けることになりました。

尊い戦没軍人・軍属はもとより、戦争で命を亡くされた方々、戦争による犠牲者として戦後生き抜かれた方々、この人たちは、名も無き方々ではありません。今の私たちにつながる人生と名前がありました。

この人々の御名前を刻み、留める（仮称）「平和の礎（いしずえ）」の建立事業は、戦争の愚かさや悲しみ、平和の尊さを誰よりも厳しく体現されてきた戦争犠牲者、遺家族の方々の御遺志を引き継ぐ広範な人々による、全ての市民が追悼と平和を祈念する市民平和運動として行います。

つきましては、米原市遺族会の戦没者名簿により軍人・軍属の刻銘を致しますとともに、戦争犠牲者の刻銘は、下記内容で公募により行います。

公募内容（案）

公募期間・時期 令和4年 月 から 月 まで（第1期）

戦争犠牲者刻銘申込書に記載の上、期日内に応募いただきます。

事務局 米原市くらし支援部社会福祉課

刻銘申込書の内容（案）

戦争犠牲者の範囲（米原市との関係は問いません）等は、別段の定めは設けません。

戦争犠牲者の国籍は問いません。

刻銘希望者（申込者）と刻銘者（戦争犠牲者）の関係（血縁等は問いません）、

戦争犠牲者の戦中、戦後の実情等（推測を含む）を100字以内のコメント（公表の可否を御指示ください）を記載下さい。

戦争犠牲者の範囲・事例

海外引揚者、戦後抑留者、各地空襲死亡者・病傷者、学徒動員経験者、学童疎開経験者、戦没者遺家族、戦没者遺児、戦争孤児、先の大戦を背景に戦後生活困難者等

刻銘1件につき 円です。

（仮称）平和の礎（いしづえ）の建立予定地は、 を予定しています。

（仮称）平和の礎（いしづえ）の竣工時期は、 を予定しています。

（仮称）平和の礎（いしづえ）の竣工・平和祈念式典は、 を予定しています。刻

銘通知を差し上げた刻銘申請者の方には、竣工・祈念式典の日程等を後日御連絡いたします。